

滞在施設整備事業費補助金

関係人口の創出により地域を活性化させるため、空き家等を滞在施設として整備して運営する方に、補助金を交付します。

1 申請できる方（補助対象者）

- (1) 令和6年6月1日以後に空き家等^{※1}を滞在施設として整備し、及び運営する方
- (2) 整備後の滞在施設^{※2}の運営を開始した日の翌日から起算して5年以上滞在施設として運営できること。
- (3) 市が取り組む関係人口創出に関する事業に協力する意思を有すること。
- (4) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。

2 補助対象経費

空き家等を滞在施設として運営するに当たって必要な備品の購入及び設備の整備に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

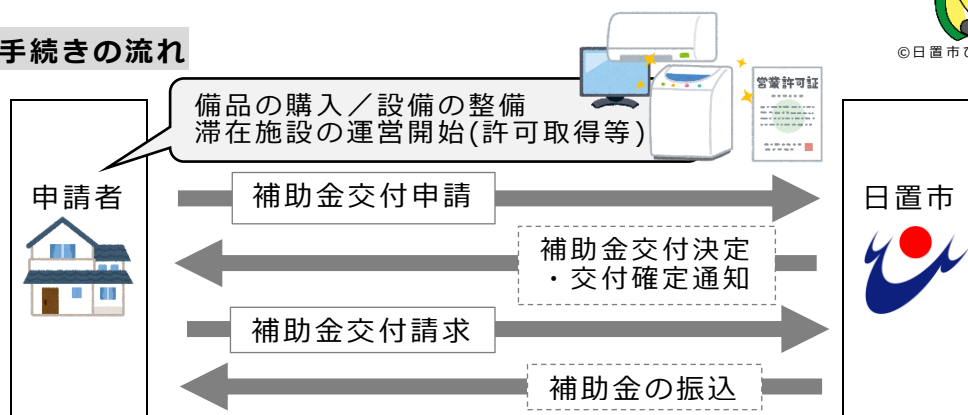
※他の補助金等の交付対象となる経費は補助対象外

3 補助金額

補助対象経費の $\frac{1}{2}$ （千円未満切り捨て。上限 10 万円）

※補助金の交付は、同一の空き家等につき1回を限度とする。

4 手続きの流れ



5 補助金交付申請に必要なもの

- (1) 滞在施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 領収書の写し（内訳明細を確認することができるもの）
- (3) 備品又は設備の写真
- (4) 旅館業法に基づく許可を受けていること、住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていること、多拠点居住支援サービスに登録していること又はコワーキングスペースとして運営していることを確認できる書類
- (5) その他、市長が必要と認める書類

※1 空き家等：市内に所在し、現に居住する者がいない住宅又は使用されていない居室若しくは店舗

※2 滞在施設：旅館業に係る施設（下宿営業を除く）、住宅宿泊事業に係る施設、多拠点居住を支援するサービスに登録する施設、コワーキングスペース

【問い合わせ先】

日置市地域づくり課 定住促進係

住所：日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

電話：099-248-9408(直通) FAX：099-273-3063 Email：teiju@city.hioki.lg.jp